ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

［ハ～ト　略］

（計算書類に関する公告事項）

第百一条の二の二十四　法第百六十五条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（吸収合併消滅株式会社、吸収合併存続株式会社又は新設合併消滅株式会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

［イ～ハ　略］

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合　同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

［三～七　略］

（会社法合併会社の公告事項）

第百一条の三　法第百六十五条の二十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　株式会社と株式会社とが合併する場合　合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭等の割当て又は新株予約権者に対する新株予約権若しくは金銭の割当てに関する事項

ロ　［略］

三　［略］

（計算書類に関する公告事項）

第百五条の二の四　法第百七十三条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（分割当事会社（法第百七十三条の四第二項に規定する分割当事会社をいう。次条において同じ。）又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八百十条第二項第三号（債権者の異議）の株式会社（吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が同法第四百四十条第一項（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項（計算書類の公告）の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

［イ～ハ　略］

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合　法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

［ハ～ト　同上］

（計算書類に関する公告事項）

第百一条の二の二十四　［同上］

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（吸収合併消滅株式会社、吸収合併存続株式会社又は新設合併消滅株式会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項の規定により公告をしている場合　次に掲げるもの

［イ～ハ　同上］

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合　同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

［三～七　同上］

（会社法合併会社の公告事項）

第百一条の三　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　株式会社と株式会社とが合併する場合　合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭等（会社法第百五十一条第一項（株式の質入れの効果）に規定する金銭等をいう。以下この条及び第百五条の三において同じ。）の割当て又は新株予約権者に対する新株予約権若しくは金銭の割当てに関する事項

ロ　［同上］

三　［同上］

（計算書類に関する公告事項）

第百五条の二の四　［同上］

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（分割当事会社（法第百七十三条の四第二項に規定する分割当事会社をいう。次条において同じ。）又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八百十条第二項第三号（債権者の異議）の株式会社（吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が同法第四百四十条第一項（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項（計算書類の公告）の規定により公告をしている場合　次に掲げるもの

［イ～ハ　同上］